志摩市財務会計システム更新業務委託仕様書

令和８年 11 月

志摩市

１．業務名

志摩市財務会計システム更新業務委託

２．目的

現在の財務会計システム（以下「現システム」という。）は、令和 5 年から運用しており、予算編成から決算統計までの財務会計に関する業務を管理しているが、令和 10 年 4 月の新システム稼働時点で導入から約 5 年が経過することから、電子決裁機能や備品管理システム等を追加し抜本的な業務効率化を推進するため、新財務会計システム（以下「新システム」という。）を構築し、運用保守を行う。また、「クラウド型」へ刷新し、多様な働き方に対応したゼロトラストセキュリティ環境を構築する。

３．業務委託内容

（１）システムの設計及び構築

①現行の業務プロセス及び職員の実務手順を正確に補完・改善したうえで、本市の運用に柔軟に対応・拡張できるシステムを構築すること。

②システムの設計・開発・テストを実施するものとする。

③仕様書の内容に基づき、本市に最適なシステムの設計・開発・検証を行うこと。

（２）操作研修

スムーズなシステム稼働を推進するため、職員を対象とした操作研修を実施するものとする。

（３）データ移行

受託者は、既存のデータ移行をスムーズに実施すること。

（４）保守、運用支援

円滑な業務遂行のため、システムの保守・運用支援を行うこと。

４．適用業務のシステム範囲

適用業務のシステム範囲は、以下のとおりとする。

①予算編成

②予算執行

③決算統計

④起債管理

⑤備品管理

⑥公有財産管理

⑦固定資産管理

⑧電子決裁

５．新システム稼働スケジュール

本業務のスケジュールについては、データ移行等の作業効率を考慮し、提案すること。ただし、本格稼働日及び契約終了日については発注者が定める日とする。

履行開始日：契約締結の日から

本格稼働日：令和 10 年 4 月 1 日

契約終了日：令和 15 年 3 月 31 日

６．基本要件

（1）本システムはクラウド方式とする。サーバー方式（オンプレミス）は認めない。

（2）クライアントには専用のプログラムを組み込まなくても、Google Chrome 又は Microsoft Edge 及び Adobe Acrobat Reader が組み込まれていれば、システムの端末として利用できる Web 型のシステムであることとする。

（3）データ保持も含め稼働後 5 年間（仮稼働期間がある場合は 5 年以上となる場合がある）の利用ができるシステムを提案すること。

（4）システム導入等については、本市の情報担当職員及び業務担当職員と豊富な開発経験を持つ業務に精通した SE との間で十分な協議を行い、本市の要望を十分に考慮しパッケージシステムの導入を基本としつつも必要な修正・追加については反映可能なこととする。

（5）クライアント PC は、本市既存の業務用全 PC において運用可能であることとする。また、クライアント PC の増設、移設、更新、入替え等が発生した場合でも、設定作業等を委託する必要がなく、追加費用を必要としないものであることとする。なお、OS については、現状、Microsoft Windows11 となっているが、更新があった場合は対応できるものとすること。

（6）新システムの稼働時期については既述のとおりとし、稼働までに職員によるシステム検証、操作研修等全て終了し、万全の体制をとれるようスケジュール計画を立てること。

（7）システム情報の機密保持・安全性確保のために、ユーザごとのパスワード管理等のセキュリティ機能を有すること。

（8）システムの応答時間に係る要件は設けないが、業務の妨げにならない程度とし、テストを行うこと。ただし、行政情報端末の処理性能やネットワークの伝送性能等は対象外とする。

（9）災害時を除く、障害発生時の目標復旧時間は 24 時間以内とする。なお、目標復旧時間はネットワーク等の正常稼働確認後からとする。また、障害復旧が完了した場合、本市に完了報告を行うこと。

（１０）バックアップデータを含むシステム全体のデータ容量は、4,000GB 程度を想定している。なお、5 年分のデータを保持すること。

7．システム運用要件

（1）基本要件

①本システムを構築・運用するクラウド基盤は、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）の登録サービスであること。

②システムの稼働率は計画停止期間を除き、99%以上とすること。なお、計画停止期間については、発注者と協議のうえ設定すること。

③本システムで管理されるすべてのデータは、日本国内に設置されたデータセンター内に保管・処理されること。

④バックアップは、原則フルバックアップとし、日次で行うこととする。ただし、差分バックアップにより、データの復元が可能と認められる場合は、差分バックアップも可とする。また、バックアップデータは 7 日以上保管すること。

⑤OS 及びミドルウェアのセキュリティパッチ適用やバージョンアップ作業は、発注者と調整の上、運用保守の一環として実施すること。別途費用が発生する場合は、協議を行うこととする。

⑥将来の法改正や条例改正等が発生した場合に､機能の追加･変更に柔軟に対応可能な設計、構築を行うこと。

⑦バッチ処理に係る時間は、システムの運用時間（オンラインサービス提供時間、バックアップ時間等）や他システムとの連携等を考慮するなど、運用に影響を与えないこと。

（2）完全性要件

①機器の故障に起因するデータの滅失や改変を防止する対策を講ずること。

②異常な入力や処理を検出し、データの滅失や改変を防止する対策を講ずること。

③処理の結果を検証可能とするため、ログ等の証跡を残すこと。

（3）セキュリティ要件

①適用範囲は本システムとして提供されるシステム環境までとし、行政情報端末やネットワーク等は本業務の範囲外とする。

②「志摩市情報セキュリティポリシー(情報セキュリティ基本方針)」及び別記「個人情報・特定個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

③個人情報については、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号)」及び志摩市の個人情報に関する条例等を遵守すること。

④本システムで取り扱うデータは、通信時及びデータベース等の保管時において適切に暗号化処理を行うこと。

（4）ネットワーク

ネットワークについては、本市既存のネットワーク環境を利用するものとする。

なお、ネットワークの接続に関しては、本市及び関連業者と調整の上、スムーズな接続を実施すること。

（5）システム運用時間

バックアップの時間を除き、原則 365 日 24 時間の運用が可能であること。

（６）既存ベンダー情報

ジャパンシステム株式会社（東京都渋谷区代々木１－２２－１）

８．クライアント要件

（１）既存資源の有効活用

既存のクライアント端末及びプリンタ環境を活用することにより、初期導入コスト削減と現行機器等の有効活用を図るものとする。

（２）クライアントの新システム利用要件

OS は Windows 11 以降、ブラウザは Google Chrome 又は Microsoft Edge の最新環境で動作が可能であること。PDF 閲覧ソフトは Adobe Acrobat Reader に対応していること。なお、各クライアント端末において OS 等のバージョンが複数混在している環境であっても、正常に動作すること。

（３）新システム用クライアント台数

新システムに接続するクライアント数は、700 台（同時接続 200 台を想定）で稼働できること。また、稼働後において一定数の増設もあり得るものとする。

９．システム導入体制

（１）プロジェクトマネージャを業務責任者とする体制とすること。また、プロジェクトマネージャ及び担当技術者を明確に記載した体制図を提案時に提出すること。

（２）導入作業等で本市での作業を実施する場合は、作業スケジュール等を本市と協議すること。

（３）打合せ、会議等は、原則、本市施設内で実施するものとし、会議室の会場は本市が準備する。なお、協議の上、web 会議方式も可とする。打合せの日程は、本市と協議のうえ、調整すること。

（４）打合せに使用する資料等は、原則、受託者が作成すること。また、打合せ後に議事録を受託者が作成し、本市の承認を得ること。

（５）プロジェクトマネージャが、責任を持って進捗管理、品質管理等を行うこと。また、問題解決、情報共有及び状況把握を目的とした会議を必要に応じ適時実施すること。なお、発注者からの連絡窓口は原則、プロジェクトマネージャとする。

１０．データ移行要件

（１）受注者は、既存のデータ移行をスムーズに実施すること。また、費用対効果の高い、より職員の負担軽減を考慮したデータ移行を提案すること。

（２）新システムに移行するデータは本市から提示する。したがって、現システムからのデータ抽出費用は見積金額の対象外とする。

（３）データ移行範囲については、以下のとおりとする。

①システム共通データ

新システムを起動させるために必要なデータを対象とする。

会計名称、所属名称、歳入科目名称、歳出科目名称、現金運用科目、歳計外科目、事業名称、金融機関情報、債権者情報　等

②予算編成システムデータ

前年度予算額データ、前々年度決算額データ

③予算執行システムデータ

源泉徴収情報

④起債管理システムデータ

起債台帳

⑤備品台帳、公有財産台帳及び固定資産台帳データ

１１．他システムとのデータ連携

以下のシステムデータ連携を実施すること。データ連携に関する全ての作業は調達範囲に含むものとし、毎年の実施が必要な作業についても保守作業範囲内とするなど追加費用が不要であること。

データレイアウトについては、新システム受託者が現システムのデータレイアウトに合わせること。

・人事給与予算データ及び支出データの取込み
・公共料金自動振替システム（公振くん）のデータの取込み
・クレジットカード会社からの請求データの取込み

１２．操作研修等

（１）導入時操作説明・研修

①一般職員向け操作研修

全庁職員向けに新システムの機能及び操作方法の説明を行うこと。研修については受託者が録画し、庁内にて活用する。操作研修会場、研修用 PC、電源、ネットワーク環境、録画機器は発注者にて用意する。

なお、操作説明の対象人数は、以下を想定している。

予算編成：100 名程度

予算執行：100 名程度

※各研修の 1 回あたりの参加人数は 30 名～40 名程度とする

②管理職員向け操作研修

必要に応じて、新システムの初期稼働時や各サブシステムの稼働時に、システム機能及び操作方法の説明を行うこと。研修については受託者が録画し、庁内にて活用する。操作研修会場、研修用 PC、電源、ネットワーク環境、録画機器は発注者にて用意する。

操作説明の対象人数は 70 名程度とし、1 回あたりの参加人数は 30 名～40 名程度とする。

（２）稼働後の支援体制

稼働後の安定的な運用を確保するために、電話等による問合せに対応できる要員を配置すること。

１３．保守・運用支援

（１）基本要件

①業務委託期間中、新システムによる業務が滞りなく実施できるよう、最適な保守を実施すること。

②保守窓口は、一つの連絡先に統合すること。

③受付時間は、勤務時間（平日 8:30～17:15）を原則とする。ただし、重大な事案や障害が発生した場合は勤務時間に関わらず対応すること。

④新システムに関する機能・操作方法等の問合せ（電話・電子メール等）に対応すること。

⑤新システムに重大なバグや脆弱性が発見された場合は、速やかに本市に連絡し、対応を別途調整すること。

⑥本市が今後計画する事業において、本事業に関係すると思われる内容についての問合せ（電話・電子メール等）に対して、技術的支援を行うこと。

⑦通信回線を使用した遠隔操作による保守を可能とするものとし、この方法で対応できない場合は出張訪問して対応するものとする。なお、遠隔操作に必要な回線工事費用、機器費用、月額費用(通信費等)、その他必要な費用を見積金額に含めること。

（２）障害発生時の保守

システムを稼働させるクラウド環境が原因で障害が発生した場合は、ベンダーと連携して回復対応を実施すること。なお、その際の追加費用については、保守費用に含めるものとする。

１４．成果物

下記の成果物を納品すること。なお、納品物のドキュメントについては、各工程の終了時に納品を行うこと。

（１）システム一式

①パッケージシステム

②必要とされるミドルウェア

（２）プロジェクト管理に関する納品物

①プロジェクト体制図

②マスタースケジュール

③全体進捗状況報告書

④システム別詳細スケジュール

⑤基本設計書（要件一覧、業務概要、業務フロー、帳票・伝票レイアウト、区分・コード

設計書）
⑥打合せ議事録
（３）操作研修に関する納品物
①操作研修用テキスト
②操作研修録画データ
（４）その他
①システムマニュアル（システムにおける各機能について、その内容、どういうときに利用するための機能か、当該機能を実行する際の注意事項等を盛り込んだものとする。）
②その他発注者が必要と認めたもの。

１５．著作権の扱い
（１）本業務の納入成果物は基本的に本市が著作権を有するものとする。
（２）納入成果物のうち、従前より受託者又はその仕入先が著作権を有するものについては著作権を留保する。二次的著作物の著作権も受託者に留保し、本市には本業務の目的の範囲内における無償かつ非独占的な利用権を許諾する。
（３）著作権の所在にかかわらず、データベースのテーブル構成及びデータ項目については開示すること。

１６．守秘義務
受託者は、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く。）を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示し、若しくは漏えいしてはならない。

１７．業務引継ぎ等に関する事項
（１）本契約の契約期間の満了、契約の全部又は一部の解除その他契約の終了事由のいかんにかかわらず、本業務が終了する場合は、受託者は業務引継ぎに必要なデータ移行等について、誠意を持って対応すること。
（２）業務引継ぎに伴いデータ移行が発生する場合、受託者は本市が指定するフォーマット（以下「移行用フォーマット」という。）により速やかに提供すること。また、次回システム構築業者が、本業務の受託者でない場合であっても移行データの抽出、移行用フォーマットへの変換作業費用は、原則、保守契約に含むこととする。

１８．その他
（１）本契約においては、日本国の法令に準拠するものとする。
（２）本仕様書に記載されていない事項については、両者が別途協議のうえ、実施することとする。